泉佐野市移動支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に規定する移動支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、泉佐野市地域生活支援事業に関する規則（平成18年規則第36号。以下「規則」という。）第6条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（実施方法）

第２条　本事業は、規則第３条第３号の規定に基づき、サービス利用料の全部又は一部を給付する方法により実施する。

（事業内容）

第３条　本事業の内容は、法に基づく障害者等（以下「障害者等」という。）に対し地域の特性及び当該障害者等の利用の状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うことができるものとする。

(1)　個別支援型　個別的支援が必要な障害者等に対するマンツーマンによる支援

(2)　グループ支援型　屋外でのグループワーク並びに同一目的地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援

（派遣対象）

第４条　本事業の対象者は、市内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当する者が、社会生活上必要不可欠な外出をする場合や余暇活動等の社会参加のために外出する場合であって、移動についての支援が必要と市長が認めた者とする。ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除くものとし、原則として１日の範囲内で用務が終了する場合に限る。

（１）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者（児）（ただし、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第116号)」による同行援護サービスを受けた者を除く）及び全身性障害者（児）（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級に該当する障害者（児）であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる障害者（児）をいう。）

（２）知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）並びに大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）に基づく療育手帳を所持する者

（３）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第１項に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者

（４）特殊の疾病による障害により日常生活に支障がある難病患者等で、次の全ての要件を満たす者のうち、福祉事務所長が真に必要と認めた者

①別に定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者及び関節リウ

マチ患者

②在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断される者

③介護保険法、老人福祉法の施策の対象とはならない者

（５）その他福祉事務所長が特に認めた者

（申請）

第５条　本事業を利用しようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護する者をいう。以下同じ。）（以下「申請者」という。）は、移動支援事業利用申請書（様式第１号）または障害福祉サービス支給申請書と一体となった申請書に申請者の属する世帯の前年分（１月から６月までの申請にあっては、前々年分）の課税状況を証する書面を添付し（ただし、市において世帯及び課税状況を調査することに同意した場合は、この限りではない。）、福祉事務所長に申請するものとする。

（利用の決定等）

第６条　福祉事務所長は、前条の申請があったときは、速やかに利用の可否を決定し、移動支援事業利用決定（却下）通知書により申請者に通知し、地域生活支援事業受給者証を交付するものとする。

（変更の届出）

第７条　前条の規定により利用の決定を受けた障害者等又はその保護者（以下「利用者等」という。）は、第５条に規定する申請の内容に変更が生じたときは移動支援事業利用変更届（様式第４号）または障害福祉サービス変更申請書と一体となった申請書を福祉事務所長に提出するものとする。

（決定の取消）

第８条　福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第６条に規定する決定を取り消すことができる。

(1)　障害者等が第４条に規定する対象者でなくなったとき。

(2)　障害者等が死亡したとき。

(3)　その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

２　福祉事務所長は、前項の規定による取消を行うときは、移動支援事業利用取消通知書により利用者等に通知するものとする。

（サービスの提供）

第９条　この事業の利用者へのサービスの提供を行う者は、別に定める本市に事業者の登録を行った者（以下「登録事業者」という。）とする。

（登録事業者の責務）

第 10 条　登録事業者は、この要綱の趣旨を常に念頭に置き事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（委任）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 18 年 11 月 17 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

附　則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

附　則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

附　則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する